

○津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費支給規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 9 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合職員等の旅費に関する条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 11 号）第 3 条の規定に基づき、同条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 職員等の旅費支給については、津山市職員等の旅費支給規則（昭和 42 年津山市規則第 10 号）を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。